

正誤表

潮見佳男著『基本講義債権各論 契約法・事務管理・不当利得 第2版』第1刷におきまして

下記の修正箇所がございました。お詫びして訂正いたします。

頁	場所	誤	正
15	8行目	到達	不到達
61	4行目	要する	関する
78	7行目	代金の減額をする	代金の減額請求をする
90	2行目	債務者に責	債務者の責
103	8行目	BがA	AがB
111	9行目	109頁のコラム	125頁のコラム
126	8行目	承継されせるべき	承継させるべき
149	下から3行目	転貸人	転借人
156	下から3行目	譲受人が	譲受人の
157	7行目	賃借人	賃貸人
159	下から10行目	賃借人	賃貸借
161	10行目	621条	612条
162	16・21行目	信頼行為破壊	信頼関係破壊
166	10行目	(2)	(3)
173	下から12行目	に観点	の観点
185	最終行	増減額の要否	増減の要否
191	下から9,10行目	617条2号	617条1項2号
205	2行目	不動産賃貸・管理業者	不動産所有者
205	4行目	という明確に	という考えを明確に
208	13行目	利用する事業もしくは事務所または家事使用人」(労働基準法8条ただし書)	使用する事業及び家事使用人」(労働基準法116条2項)
208	下から6行目	事業所又は事務所	事業又は事務所
211	14行目	就業の形態	就業の実態
212	下から12行目	306条2項	306条2号
216	下から6行目	25条	20条
251	下から12行目	665条	645条
261	9行目	役務提供事情者	役務提供事業者
265	最終行	受寄者に対する受託者の責任	受託者に対する受寄者の責任
311	15行目	民集61-2-499	民集61-2-479
311	下から8行目	売却前に	売却後に
323	6行目	おかしいと考える	おかしいと考える
366	判例索引中	最判平19・3・8民集61-2-499	最判平19・3・8民集61-2-479